

## 遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会 規約 (案)

## (名 称)

第1条 本会の名称は、遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (目 的)

第2条 本協議会は、遠賀川流域における多様な生物の生息・生育環境を保全・再生していくため、国、県、市町村等が連携して、生態系ネットワーク形成のための目標を共有し、相互の生物多様性の保全・再生等の取組を一体的に推進することを目的とする。

## (組 織)

第3条 協議会は（別表－1）に掲げる構成員をもって構成する。

## (役 員)

第4条 協議会は、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

## (会 長)

第5条 会長は、遠賀川河川事務所長をもって、これに充て会務を運営する。

2 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。

3 会長は、第3条によるもののほか、必要に応じて構成員以外（学識経験者、住民団体等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

## (副会長)

第6条 副会長は、福岡県河川整備課長をもって、これに充てる。

2 副会長は、会長を補佐するものとする。

## (事務局)

第7条 協議会の事務局を、遠賀川河川事務所に置く。

## (協議会の取組事項)

第8条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

一 協議会は、生態系ネットワークの形成を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた流域の取組方針を作成し、共有する。

二 流域における自然環境や生態系に関する情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している取り組み状況等について共有する。

- 三 生態系ネットワーク形成を推進するために、自然環境の保全・再生活動の普及・啓発に取り組む。
- 四 毎年、協議会を開催するなどして、流域の取組方針に基づく実施状況を確認する。また、取組の推進状況について定期的にフォローアップを行う。
- 五 その他、生態系ネットワーク形成を促進するために必要な事項に取り組む。

(作業部会)

第9条 必要に応じて協議会の下部組織として、作業部会を設けることができる。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

(協議会資料の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、生物の貴重種等で公表することが適切でない資料等がある場合には、この限りではない。

(規約改正)

第12条 この規約を改正する必要がある場合は、協議会構成員の2/3以上の合意を得て改正することができるものとする。

(雑則)

第13条 協議会の規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第14条 この規約は、平成30年 8月 1日から実施する。

(別表－1)

遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会 構成員 (案)

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 【会長】  
環境省 九州地方環境事務所 環境対策課長  
福岡県 県土整備部 河川整備課長 【副会長】  
環境部 自然環境課長  
農林水産部 農山漁村振興課長  
直方県土整備事務所長  
北九州県土整備事務所長  
田川県土整備事務所長  
飯塚県土整備事務所長  
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境長  
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境長  
八幡農林事務所長  
飯塚農林事務所長

北九州市長  
直方市長  
飯塚市長  
田川市長  
中間市長  
宮若市長  
嘉麻市長  
芦屋町長  
水巻町長  
岡垣町長  
遠賀町長  
小竹町長  
鞍手町長  
桂川町長  
香春町長  
添田町長  
糸田町長  
川崎町長  
大任町長  
福智町長  
赤村長

※必要に応じて、学識者や住民団体等が参加する